

広島市立大学附属図書館学外者館外貸出規程

平成22年4月1日

規程第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学附属図書館利用規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第103号）第2条各号に掲げる者以外の者（以下「学外者」という。）に対する図書館資料の館外貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 この規程により図書館資料の館外貸出しを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、学外者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する15歳以上（中学生以下を除く。）の者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する15歳以上（中学生以下を除く。）の者

(館外貸出対象資料)

第3条 館外貸出しの対象となる資料は、附属図書館（以下「図書館」という。）に配架されている図書館資料に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる図書館資料は、館外貸出しの対象としない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書（辞典、事典、索引、年鑑、白書等）
- (3) 逐次刊行物（雑誌、新聞等）
- (4) 視聴覚資料
- (5) 授業参考書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、附属図書館長（以下「館長」という。）が特に指定したもの

(館外貸出期間及び冊数)

第4条 館外貸出期間は14日以内、貸出冊数は5冊以内とする。

(利用期間)

第5条 館外貸出しを利用することができる期間は、図書館開館日とする。ただし、館長が必要と認めた期間を除く。

(利用カードの交付)

第6条 利用者は、館外貸出しを受けるときは、貸出登録申込書（以下「申込書」

という。)に必要事項を記入し、利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期限は、発行の日から当該年度末日までとする。
- 3 利用者は、申込書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用カードを紛失したときは、速やかにその旨を届出なければならない。
- 4 利用カードは、他人に譲渡してはならない。これに違反する行為による図書館の損失については、利用カードの交付を受けた者が負担するものとする。

(予約)

第7条 利用者は、館外貸出しを希望する図書館資料の予約をすることができない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学外者の館外貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による貸出登録申込書の様式は、前項の施行日において、第8条の規定に基づき定めたものとみなす。